

【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter

保険キャッシュフロー見積りが主要議題に

2009年4月第2号

両審議会は公開草案でキャッシュフロー見積りへの指針を中心的に位置付けることに合意

IASBとFASBの共同作業は比較的限定された議題で3月も続けました。

IASB、FASB両審議会は3月19日と26日にそれぞれ審議会を開催し、将来の会計基準に取り入れられることになる保険キャッシュフロー見積りに関する指針案について議論しました。キャッシュフロー見積りは将来の測定モデルを構成するブロック1であり、ブロック2は割引率の選択、ブロック3がマージンの測定です。

両審議会のスタッフは、両審議会が測定モデルの選択について最終合意に至っていないため、「出口」概念と「履行」概念の両概念に基づいた指針案の分析を行いました。両審議会は、指針案の説明レベルの詳細さについて合意し、当該指針案を2009年12月に予定されている公開草案で中心的に位置付けるべきであるとスタッフに指示しました。

3月のIASB会議の概要

スタッフは、2007年のIASBディスカッション・ペーパー、『保険契約の予備的見解』で最初に提案された現在出口価格（CEP：Current Exit Price）測定モデルを使った新会計基準の文案を提示しました。さらにスタッフはこの文案を分析し、現在履行価値（CFV：Current Fulfilment Value）の概念により作成される会計基準では異なる指針が必要となる部分を明示しました。

Deloitteの保険会計ニュース第1号で説明した通り、CEPとCFVの違いは、保険契約の会計処理において、保険契約の負債を最終的に引受ける主体をどのように想定するかの違いです。出口概念では、一般的な市場参加者が貸借対照表日に保険負債を継承すると想定し、（保険負債は）当該市場参加者が保険契約を継承するのに要求するであろう現在価値（current value）を見積もることによって会計処理されます。履行概念では、保険契約を販売した特定の保険者が保険負債を引き受け、当該保険者は履行義務の満了まで保険契約を保有するものとされ、従って（保険負債は）、残存未履行義務（remaining unfulfilled obligation）の全てを履行するための（コストの）公正な現在価値として測定されます。

両審議会の3月の会議で審議された指針案は、7分野で構成されていました。上記で説明したようにスタッフは各分野について、二つのモデルの差異分析を行っています。下記のテーブルは、CEPとCFVの差異の分析を付記した上で指針案を構成する7つの分野を示しています。

保険キャッシュフローの見積もりに関する指針案-指針案（が検討する）分野	CFV に対する CEP の比較		
	同一	類似	相違
不確実性と期待現在価値アプローチ			
現在の観察可能な市場価格との整合性			
見積もりの根拠として考慮されるべき情報			
現在見積もり(Current estimate)の使用			
将来事象に係る期待損失モデル			
ブロック1に含まれるキャッシュフローと含まれないキャッシュフロー			
観察可能な価格がない場合の保険者固有のキャッシュフローの使用			

議論では、測定モデルのガイダンスは、最終的にどちらの測定モデルを選択されても変わらない部分が多いことが強調されました。

- CEP も CFV も、発生確率の最も高いシナリオを選択するのではなく、各シナリオの現時点の確率を勘案した、偏りのない将来見積もりの採用を義務付けることとなります。指針案は、これらの確率は引受けた保険のリスクに固有なものであり、従って市場整合的な見方と保険者固有の見方が同じであることを明確にしました。さらに、両方のモデルが共に将来の見積を基礎とするものであるため、現在の保有契約に係る将来の損失を勘案する必要がある、つまり、どちらのモデルでも発生損失アプローチではなく、期待損失アプローチが使われることとなります。
- 現在見積もり(Current estimate)を作成するために観察可能な市場価格を使用することは、両方のモデルに適用可能です。2月の会議で議論された通り、観察された市場金利は、ブロック1の（キャッシュ・フローの）見積もりのためではなくブロック2の割引率の選択に使われるものではありませんが、最も重要なインプット項目です。ブロック1の（キャッシュ・フローの見積もりに使用される）観察された市場価格に関連する事例として、ユニット・リンク型保険契約のユニット価格指標があります。これらの価格はCEPとCFVの両方のアプローチで保険負債の見積もりに直接的に使用されます。
- 現在時点での測定(Current Measurement)が採用されたことにより、いかなる計算基礎率（assumption）も「ロックイン（lock-in）」できなくなります。また、指針案は、直近の実績値/経験は必ずしも現在見積もり(Current estimate)と一致するものではなく、その他入手可能なすべての証拠資料とともに分析する必要があると説明しています。

その他の分野において、指針案は2つのモデルで同じではありませんでした。こうした差異は、以下の2つの主たる理由によって存在しています。

- CEP アプローチは、保険者による見積もりのためのインプットに、包括移転(portfolio transfer)、再保険およびその他のリスク移転市場からの入手可能なすべての市場価格を含めることを求めています。保険契約の将来キャッシュフローに対する市場参加者の評価（view）を測定するためには、これらの市場価格を見出し、且つ使用すること

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

が必要になります。一方、CFV モデルでは、こうした義務が同程度の厳密さでは求められておらず、保険者は、入手可能なすべての証拠資料を使って公正な見積もりを行なうという CFV モデルの原則を適用するに際して、これらの情報を参照することになります。

- 同様に CEP は、市場参加者が異なる見方をしているという証拠があるような場合には、保険者固有のデータの使用を禁じています。例えば、先月の会議では、保険契約管理費（policy administration expenses）、現物での保険金精算及び保険金支払事務費（claim handling expenses）など、保険者が負担する様々な費用について、保険者と市場参加者の見解が異なる例として議論されました。

（例えば自動車損壊保険契約（a motor breakdown insurance contract）の保険金支払いにおいて）保険金を現物支給によって精算する保険者固有の効率性の影響は、ブロック 1 の見積もりに対する代替アプローチを示唆しました。

IASB の審議会メンバーの一人は、ブロック 1 が将来の実際の現金のキャッシュフロー見積もりだけを示すアプローチを探ることを示唆しました。その場合、現金以外の形態で精算される債務履行の見積もりは、マージン（the margin）で捕捉されることになります。

この代替アプローチでは、マージンには、当該保険契約に関連する将来の経費及び保険金精算のための現物給付、（将来キャッシュフローの）見積もりの不確実性に対応する負債（リスク・マージン）および当該保険契約から稼得するものと保険者が予想するその他の将来の利益が含まれます。これらの要素の三番目（マージン）は、CFV モデルでは顧客との交渉価格に包含（calibrate）される一方、CEP モデルでは仮想的な市場参加者に関連して測定されます。

この議論で両審議会のメンバーの一部から、将来の議論では認識後の測定の問題が重要になるとの意見が出ました。特に新会計基準では、（保険負債測定）の三つ柱（ビルディングブロック）の相互作用に関する明確な原則（clear principles）が必要になると考えられます。これに関連して「収益認識」について提案されたモデルと保険会計基準の策定過程で開発される（モデル）とを引き続き比較する必要があることも指摘されました。

スタッフは両審議会の次回の会議で議論するために、これらの意見すべてをペーパーにまとめることに同意しました。

結論と次のステップ

両審議会は次回の会議で集中審議を予定しており、意志決定はペースを早めているようです。

議題には認識後の測定と新契約費の取り扱いが含まれる見通しです。3 月の会議のコメントは、新会計基準の策定における重要な段階を前にスタッフの準備に役立ったはずで

これらの議題に加えて、両審議会は契約アプローチ（認識単位）に関するエデュケーショナル・セッションを開催し、更新/解約権（renewal/cancellation）、および有配当契約にかかわる複雑な問題を検証することを計画しています。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。